

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (加算日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
キルギス	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とキルギス 共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	294,000千円 (H20年度 39,000千円) H21. 3.31まで (H21年度 133,000千円) H22. 3.31まで (H22年度 78,000千円) H23. 3.31まで (H23年度 44,000千円) H24. 3.31まで	H20. 5.27 ビシュケ クで (同日) (注3)	日本側 笠井達彦在キルギ ス臨時代理大使 キルギス側 タジカン・カ リムベトグア財務大臣	H20. 6. 9 334号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。